

## 「議会基本条例に関する部会」での検討内容のまとめ

### ◆部会開催実績

令和 2 年 6 月 1 6 日（火）、7 月 1 3 日（月）、  
8 月 5 日（水）、8 月 2 6 日（水） 計 4 回

### ◆検討内容

第 3 ～ 5 条、1 1 条、1 2 条の条文・解説文の修正

### ◆検討結果

#### （基本理念）

**第 3 条** 議会は、~~区民の代表者として~~選挙により選ばれた議員で構成される合議制の意思決定機関であるとともに、執行機関の区政運営を監視及び牽制する機能を持つ議事機関として、区民の信託に応える議会活動を行うため、公平かつ公正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとします。

#### ○主な検討内容

- ・条文…「区民の代表者として」を削除（網掛け部分）

#### （議会の運営及び活動方針）

**第 4 条** 議会は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる方針に基づき議会運営等を行うものとします。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下、「法」という。）で定めるところにより有している条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に対する調査、検査及び監査請求等の権限を適切に行使すること。
- (2) 区民生活の向上及び区政の発展のため、区民の多様な意見の反映を図るとともに、自由かつ活発な討議を行い、効果的かつ効率的な議会運営を行うよう努めること。
- (3) 議会が保有する情報及び会議の公開、情報提供の充実により、区民との情報共有を図り、区民に対する説明責任を果たすよう努めること。
- (4) 議会の会議運営を行うにあたり、会議への参加を妨げる社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮に努めること。

## 〈解説〉

この条は、第3条で定めている基本理念にのっとり議会がどのように運営され、どのような活動を行っていくのか、基本的な方針を示しています。

(1) 地方自治法で定められている事項の議決や、執行機関の仕事に対するチェックなどを適切に行うこと、(2) 区民の様々な意見を聴き、自由で活発な討議を行ったうえで、区民にとってより良い議会運営を行うこと、(3) 議会に関する情報や会議（本会議、委員会など）を公開することにより、区民の知る権利を保障し、説明責任を果たすこと、(4) 区民が議会の会議を傍聴するときや、議員が出席するとき、誰もが支障なく参加することができるよう配慮することを基本方針としています。

### ◆情報の公開◆

区民の知る権利を保障し、区民に信頼される議会であるために、杉並区議会に関する情報を公開しています。

区民は、杉並区議会情報公開条例に基づき、区議会事務局の職員が職務上作成したり、取得した情報について情報公開請求を行うことができます。

### ○検討結果

- ・条文見出し…「運営及び」を追加（網掛け部分）
- ・解説…「どのように運営され」を追加（網掛け部分）

## （議員の活動方針）

**第5条** 議員は、第3条に規定する基本理念の実現のために、次に掲げる方針に基づき活動するものとします。

- (1) 選挙により選ばれた区民の代表者議員であることを自覚し、常に品位を保持し、政治倫理の向上に努めること。
- (2) 民意を把握し、区政全体を見据えた幅広い視点及び長期的な展望を持って、誠実な職務の遂行に努めること。
- (3) 積極的な調査研究活動を通じ、審議能力及び政策立案能力の向上に努めること。

## 〈解説〉

この条は、第3条で定めている基本理念を実現するために、議員がどのような活動を行っていくのか、基本的な方針を示しています。

(1) 議員は4年ごとに行われる選挙で選ばれた代表者として、区民からの信頼を得ることが極めて大切です。常に品位を持ち、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為、その地位による影響力を利用して関係団体などに圧力をかける行為など、政治倫理に反する行為を行わず、倫理の向上に努めることとしています。

(2) 区民の様々な意思や考えを把握し、特定の個人や団体のみでなく、杉並区全体を見据えた視点と将来像を考えたうえで、誠実に議員の仕事を行うこととしています。

(3) 条例案を作るなどの政策立案は、基本的に執行機関が行っていますが、議員も条例案を作成して議会に提出することができます。積極的に調査研究活動を行うことで、議案を審議し、政策を提案する（条例案を作成する）力の向上に努めることとしています。

○検討結果

- ・条文…「区民の代表者」を「議員」に修正（網掛け部分）
- ・解説…「4年ごとに行われる」と「代表」を削除（網掛け部分）

**（区民意見の反映）**

**第11条** 議会は、請願及び陳情の適切な審査に努め、その審査にあたっては、請願者又は陳情者による説明陳述の機会を設けることができます。

- 2 議会は、第8条に基づく区民の意見の把握が不十分であると判断した場合等、必要に応じて公聴会制度及び参考人制度の活用を努めるものとします。
- 3 議会は、法第99条の規定に基づく意見書を、国会又は関係行政庁等に提出することができます。

**〈解説〉**

この条は、議会が区民等からの多様な意見をどのように反映させていくかについて規定しています。

第1項では、請願・陳情を区民等の意見を把握する機会の一つと捉え、適切に委員会で審査を行うよう努めることとしています。また、審査のために、提出者が内容の説明をする機会を設けることができますとしています。

第2項では、議案などの審議・審査や調査を行う際に、必要に応じて、関係者や学識経験者（大学教授などの学問上の知識を持つ学識者や、専門性の高い知識や経験を持つ有識者）から直接話を聴く「公聴会制度」、「参考人制度」の活用を努めることとしています。

第3項では、請願・陳情により求められた場合など、必要に応じて、国会や関係行政庁（内閣総理大臣、総務大臣など）~~、その他の機関~~に意見書を提出し、課題の解決に努めることとしています。意見書の提出は、議員からの提案により提出する場合があります。

**◆請願・陳情◆**

請願・陳情は、区政などに関する事項について議会に対し直接要望できる制度で、杉並区民以外でも提出することができます。

請願は、憲法第16条で認められている国民の権利の一つで、提出する場合は紹介議員が必要です。手続きは、地方自治法及び杉並区議会会議規則で定められています。

陳情も、請願と同じく議会に要望する制度ですが、法律による定めはなく、議員の紹介がなくても提出することができます。

○検討結果

- ・条文…3項「関係行政庁等」の「等」を削除し、「関係行政庁」とした（網掛け部分）
- ・解説…「、その他の機関」を削除（網掛け部分）

## (区長等との関係)

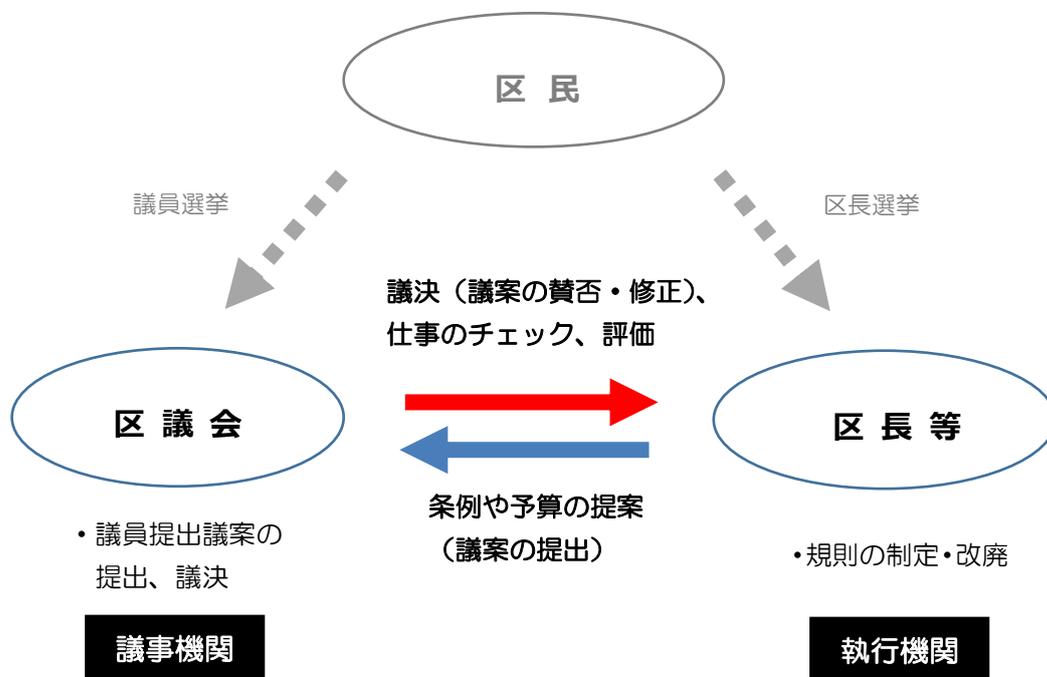
**第12条** 議会は、区長、教育委員会、その他の執行機関（以下「区長等」という。）に対し、区の議事機関としての役割を果たさなければなりません。

### 〈解説〉

この条は、行政の執行権限を持つ区長等と、議決権を持つ議会のあり方について規定しています。

区の事務は、各執行機関である区長以外にも、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の各執行機関が独立性をもって行っています。この条例では、その機関すべてを指して「区長等」としています。

区の事務を行う権限を持つ区長等と、区の重要事項（条例の制定・改廃、予算・決算など）について議決する権限を持つ議会は、車の両輪に例えられる対等な関係です。議会は、区長等との権限の違いを認識し、その役割を果たさなければならないことを定めています。



### ○検討結果

- ・解説文…「各執行機関」の記述を前に入れる形で修正するとともに「独立性をもって」の文言を追加（網掛け部分）
- ・関係性を表す図について
  - …三角形の位置関係で表すように修正し、執行機関に「区長等」と重なる形で表示していた「教育委員会等」を図から削除（右下部分）